

平成30年度事業計画

第1 基本方針

福島県内の人口は、総人口、生産年齢人口が減少し、かつ、高齢者が増加するという傾向で推移している。その中で、高齢化率は30.3%（平成30年1月1日現在、福島県発表）と高水準を示し、さらに高まる傾向となっている。

一方、福島労働局発表によると、県内雇用失業情勢は、高水準の有効求人倍率（平成29年12月は1.47倍）が長期間続いており、あらゆる産業で人手不足となっている。

また、高齢者の7割近くが65歳を過ぎても働きたいと願っており、長年培った知識・経験を活かし、体力に見合った働き方を目指す等、高齢者の就業意欲は高く、かつそのニーズは多様化している。

このような状況の中、県内経済の活力を維持していくためには、高齢者が健康で意欲と能力のある限り年齢に関わりなく働き続けることができる「生涯現役社会」を実現することが重要であり、高齢者が社会を支える側となり活躍できるよう、高齢者の就業環境を一層整備する必要がある。

当連合会は、こうした社会情勢の変化や就業ニーズの多様化を踏まえ、シルバー人材センター事業（以下「シルバー事業」という。）を展開するものとし、その運営においては、「自主・自立、共働・共助」という基本理念のもと、この基本理念に賛同し働く意欲と能力のある高齢者に、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務への就業機会を提供し、加えて、生き方の充実、地域社会の活性化にも寄与しようとするものである。

特に、シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の拡大、就業機会の確保・拡大、地域貢献には重点的に取り組み、シルバー事業の発展を目指すものとする。

また、人手不足分野や現役世代を支える分野での高齢者の就業を促進することにより、今までの仕事に加え、新たな就業分野においても活躍できるよう努めるものであり、シルバー事業が地域と密着した事業であることから、地元地方自治体、事業主団体、就労支援機関等の関係機関との連携を強化し、各地域の実情を踏まえた事業展開に努めるものとする。

さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び原子力発電所の事故により北双広域センターが避難中であり、昨年4月に事務所が帰還した南双広域センターとともに、シルバー事業活動への必要な支援に努めるものとする。

なお、安全就業、適正就業、適正な会計財務処理については、シルバー事業運営の基本であることから、その徹底にも努める。

第2 事業目標

平成30年度の事業目標については、当連合会の「中・長期計画」を基本とし、全シ協の「第2次会員100万人達成計画」「主要指標項目」及びシルバー事業を取り巻く環境を反映して次の通りとする。

◎会員数	12,900人	(平成30年1月末現在	12,425人)	
◎就業延人員	114万人日	(平成30年1月末現在	97.0万人)	
	(うち派遣事業	11万人日	(平成30年1月末現在	8.1万人))
◎受注件数	6.5万件	(平成30年1月末現在	6.0万件)	
◎契約金額	58億円	(平成30年1月末現在	48.5億円)	

第3 事業実施計画

1 シルバー事業の機能強化

(1) シルバー事業は、働くことを希望する高齢者に就業の機会を提供することが主な役割である。加えて、高齢者の生き方の充実、地域社会の活性化に寄与する等の重要な役割も担っている。

また、高齢者の就業ニーズが多様化していることから、この多様化を踏まえた会員拡大及び就業機会の確保・提供に配慮する必要がある。

このため、従来からの請負の職域を基本としつつ、全国的に人手不足となっている分野や育児・介護等の現役世代を支える分野、さらには地域で人手不足となっている分野における就業機会の確保・拡大、及び就業する会員拡大に積極的に取り組むことにより、シルバー事業の機能強化に努めることとする。

(2) 第2の平成30年度の事業目標を達成するため、会員拡大、就業機会確保・拡大、地域貢献の3つの柱を重視した事業を展開し、併せて安全就業、適正就業、適正な会計財務処理はシルバー事業運営上の基本であるとして、事業を展開する。

(3) 全シ協の第二次100万人達成計画が策定され、新たな会員拡大の数値目標を受け、当連合会の中長期計画の見直しをする。併せて、各センターの中長期計画の策定・見直し等を支援する。

2 会員拡大事業

(1) 会員拡大の重要性

シルバー事業の役割は上記1の(1)のとおりであり、重要な機能を担っている。

また、最近では、少子高齢化の進展に伴い、地域社会や経済を支える人材としても、高齢者の就業に期待が寄せられており、「会員数」は、シルバー事業の存在意義、社会的評価に繋がるものとも考えられるようになってきている。

(2) 会員拡大への取組みに係る基本方針

会員拡大という組織目標を明確にし、役職員・会員の理解と意識が一致していることを確認しながら、組織的に取り組む。

また、多様な発注者ニーズに応えることができるよう、講習会開催の活用等も含め、様々な創意工夫により、多様な就業ニーズを持つ多くの人材が会員となるよう、様々な活動を推進する。

この場合において、「地域のために様々な活動をしている元気な高齢者の集まり」というイメージが持たれるような情報発信にも努める。

併せて、「会員増加に向けた取組事例集」等、他県及び県内の会員拡大の好事例の収集・情報提供・活用にも取り組む。

(3) 県内各センターの会員拡大取組み事例の活用

県内各センターにおいても、それぞれの地域の実情に応じた次のような会員拡大のための取組みがなされており、これらの周知・活用に努める。

ア チラシ、ホームページ、市町村広報誌による周知広報

イ 会員1人1名入会運動、口コミでの入会活動、役員・職員の入会案内

ウ 高齢者活躍人材育成事業等の講習会活用・実施による新規会員の確保

エ 理事等が、定期的に各戸訪問しリーフレット配布

オ チラシ、掲示板等での就業情報提供

カ 早期に就業を希望する者への迅速な入会手続き

キ 会員への迅速な就業機会確保・提供と継続した就業相談

ク シルバー派遣事業の拡大による新規会員の確保

ケ 福祉・家事援助サービス事業等、就業の場拡大に伴う女性会員の確保

コ 入会説明会の定期的開催と説明内容の改善・充実

サ 新規入会会員が安心して就業できるよう、勧誘した会員と一緒に就業

シ ボランティア等生きがい活動、自主事業の積極的導入

ス 職員の入会希望者等への接遇能力向上

セ イベントの開催、イベントへの参加、スーパー等店頭でのチラシ配布

(4) 賛助会員の拡大

センター設置市町村のうち、賛助会員として未加入市町村がある。

シルバー事業は地域に密着した事業を行っていることから地元市町村とセンターとの連携強化を図るため、賛助会員として未加入市町村に、賛助会員加入を勧奨する。

また、賛助会員には、シルバー事業活動状況等情報を提供する。

3 就業機会確保・拡大事業

高齢になると、知識や経験、体力等、各個人の持つ就業への意欲と能力は差が大きくなり、就業ニーズは多様化する。

このため、次により多様な就業機会を提供し、会員の満足度を高める。併せて会員拡大にも資する。

- (1) 公共機関及び民間事業所、家庭等における就業機会の確保
- ア 県・市町村との随意契約、指定管理者制度の活用
 - イ センター役職員及び会員による1人1仕事開拓活動
 - ウ 地域のニーズに応じた就業開拓
 - エ 既存発注先事業所等のシルバー事業活用満足度把握
- (2) 国の支援事業を活用した就業機会の確保
- ① 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業
 - ア 本事業は、高齢者による人手不足分野や現役世代を支える分野での就業を促進する事業に係る補助金制度である。
 - イ この事業を活用し、これらの分野での仕事の開拓・提供により、就業促進に努めるものとする。
 - ② 地方就業機会創出・拡大事業
 - ア 地域の地方自治体や商工団体等と連携して、地域企業の雇用問題の解決、地域企業の活性化及び地域社会の維持・発展等につながる新たな就業機会を創出するための事業を企画し、シルバー事業として継続可能な事業を立ち上げるのが、本事業の目的である。
 - イ 県内においても、介護をはじめとする少子高齢化への対応、子育て支援や地域経済の活性化、環境問題等、多くの課題を抱えていることから、これらのニーズに対応し地域社会とともに、シルバー事業として取組み、高齢者の新たな就業機会の拡大に努める。
 - ③ 高齢者活躍人材育成事業
 - ア 本事業は、全国的に人手不足が深刻となっている介護、保育分野を中心に、各地域における現役世代の人手不足が課題となっている分野において、センターで活躍する高齢者を育成する事業である。
 - イ 本事業の実施については、センターと連携を図りつつ、人手不足が課題となっている次の分野を中心に講習を実施する。
 - a. 介護周辺業務、b. 育児支援業務、c. 小売・旅館業等業務、
 - d. 農業支援業務、e. その他就業分野が特定される人手不足分野
 - ウ 実施にあたり、次に留意する。
 - (ア) 受講申込み時にセンター会員又は入会申込書提出者（予定者も含む）であることを受講要件に加える。
 - (イ) 受講修了後は早期の就業機会の確保・提供に努め、受講修了者の早期就業を目指す。
 - ④ 高齢者スキルアップ・就職促進事業
 - 本事業は、55歳以上の高齢者が、経験のない分野等で円滑に再就職できるような必要な能力を習得するため、技能講習・就職先の開拓・就職が見込まれる分野の企業での職場体験・就職面接会・就職後のフォローアップ

等の就職支援を一体的に実施する事業である。

この事業の受託により、生涯現役社会の実現に向け、技能講習のほか、雇用による就業機会の確保・提供等を計画的に実施し、高齢者の一層の就職支援に努めることとする。

なお、受講修了者が受講終了後センターの会員となり、受講分野での就業を希望することも想定されるので、本事業については、会員拡大とともに就業機会の確保・提供にも活用する。

⑤ その他事業の活用

ア 高齢者の就業に必要な施策については、センターと連携し、当該施策への取り組みを国・県へ要望する。

イ 国・県において、高齢者への就業支援に係る事業が計画された場合は、受託に向け取り組む。

(3) 従来からの事業充実による就業機会の確保

① 多様な就業ニーズに対応した就業機会の確保

ア シルバー派遣事業

(ア) 指揮命令を受け就業する雇用形態での就業を希望する高齢者に、シルバー派遣事業による就業の機会を提供する。

(イ) シルバー派遣事業の運営を円滑に行うため、次の措置を講ずる。

- a. 連合会とセンターとの業務分担の個別対応措置の活用
- b. 役職員・会員研修会等における制度説明
- c. 担当者を対象とした「シルバー派遣事業担当者会議」開催
- d. 初任者を対象とした「シルバー派遣事業に係る業務説明会」開催
- e. 本事業届出済で未取扱いセンター、及び未届出センターの解消
- f. 適正就業ガイドラインに留意した適正就業の確立

(ウ) シルバー派遣事業による多様な就業機会を提供するため、次の措置を講ずる。

- a. 業務の就業時間を拡大する特例措置の活用推進
- b. 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の活用推進
- c. 就業開拓等による新たな就業機会の提供
- d. 派遣会員へのキャリアアップ措置
- e. 就業開拓のための介護周辺業務、人手不足分野等就業事例情報提供と就業開拓への活用推進
- f. その他

(エ) 業務の就業時間拡大の特例措置活用推進への方針

この措置は、人手不足産業からの期待に応え、高まる高齢者の就業意欲に応えるため、高齢法 39 条に設けられたもので、福島県知事指定により実施が可能となる制度である。

日頃からの発注者ニーズ及び会員ニーズの把握により、県知事指定を要望するものであり、指定後はマッチングに積極的に取り組むことに

より、この制度の有効活用を図る。

イ 有料職業紹介事業

指揮命令を受けて就業する雇用形態での就業を希望する高齢者に、職業紹介により就業の機会を提供するため、次の措置を講じる。

- a. 本事業届出済で未取扱いセンター、及び未届出センターの解消
- b. 適正就業ガイドラインに留意した適正就業の確立
- c. 新たな就業機会の確保、特に短期間の就業に活用

② 地域に役立つ請負・委任業務による就業機会の確保

ア 空き家管理対策事業

センターが地方自治体と連携し、空き家の管理業務を実施することは、高齢者の就業機会の確保と、良好な生活環境の保全及び安心できるまちづくりに寄与するものとなる。

また、この事業を実施することにより、新たな就業機会が確保されるものであり、新規入会の動機付けともなることが期待される。

このため、多くのセンターでこの業務を取扱えるよう、課題の把握、対応事例の情報収集・提供等を行い、空き家管理対策業務に係る取組みを強化する。

また、多くのセンターで取扱うようになった場合は、この業務の広域的な周知広報により、本業務の一層の就業機会拡大を図る。

イ 福祉・家事援助サービス事業

少子高齢化が進展する中であって、センターが実施している生活支援サービスは、今後ますます増加するものと予測される。

しかし、サービスを提供する会員の高齢化、利用者から求められる質の高いサービス、介護・育児支援に係る地域ニーズ等、対応すべき諸課題もある。

このため、次の取組みを推進し、各センターにおける同サービスでの就業機会拡大及び会員拡大、さらに会員の資質向上等により、一層のサービス向上に努める。

- a. 全シ協作成「福祉・家事援助サービスの手引」の活用
- b. 福祉・家事援助サービスに係る調査研究及び情報提供
- c. 担当者を対象とする「福祉・家事援助サービス担当者会議」開催
- d. その他

ウ 介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）

市町村が主体となって実施する、介護保険法に基づく新総合事業参入センターの事業実施に伴う課題等を把握しながら、支援に努める。

また、未参入のセンターにおいても、上記イの福祉・家事援助サービス事業による実績を重ね、今後の参入機会を窺いながら、本事業受託団

体となるよう支援する。

なお、本事業の推進にあたっては、全シ協作成「介護予防・日常生活支援総合事業参入の手引き」を活用する。

③ 人手不足分野での就業機会の確保

ア 福島県内のあらゆる産業で人手不足となっていることを踏まえ、特に次の分野の団体等と情報交換・連携強化を図り、就業機会の確保・拡大に努める。

なお、必要な場合は、調査・会議等も開催する。

- a. 介護周辺・育児支援業務分野
- b. 小売・旅館業業務分野
- c. 農業支援業務分野
- d. その他人手不足分野

イ 人手不足分野での就業を希望する者が少ない現状から、新規入会者、または会員で職域拡大によりこの分野での就業を希望する者には、別途計画する技能講習等の受講を勧奨し、就業に必要な人材を育成する。

④ センター独自事業実施による就業機会の確保

センターの独自事業は、会員の働く機会を広げるため、会員が独自の創意と工夫により企画し、自ら実施しているものである。

この事業は、高齢者の就業にふさわしく、地域社会に貢献し、就業を通じて社会に参加し、生きがいや喜びにつながるものが多い。

また、センターのイメージを高めるなどの効果もある。

このため、独自事業のさらなる拡大を目指し、独自事業の情報収集と提供等に努める。

4 安全・適正就業対策事業

(1) 安全就業関係

安全管理の徹底はシルバー事業運営の基本である。就業中及び途上における会員の安全確保には一層の配慮をし、次の措置により事故の根絶を図る。

- a. 安全就業管理体制の整備
- b. 事故状況の把握と分析等事故防止措置の徹底
- c. 安全・健康管理のための講習会等開催
- d. 安全意識の普及啓発のための活動の実施
- e. 安全・適正就業推進大会の開催
- f. その他安全就業のための推進活動の実施

特に今年度は、全シ協が発行した「高齢運転者等に係るガイドライン」に基づき、「運転業務に係る安全就業基準」を定めることとし、交通事故防止のための具体的対策を講ずる。

なお、介護送迎運転に新たに従事することを希望する会員等については、安全就業のため、高齢者活躍人材育成事業で実施する「介護送迎運転手講習」

の受講を勧奨する。

(2) 適正就業関係

適正就業によるシルバー事業運営は、公益団体であるセンターの信頼性保持に欠くことのできないものである。また、適正就業ガイドラインに沿った業務運営は、強い決意をもって進めることが極めて重要ともされている。

このため次を実施し、適正就業の確立を図る。

- a. 適正就業管理体制の整備
- b. 適正就業のための意識の高揚に係る事業の実施
- c. 「適正就業ガイドライン」の履行徹底
- d. 適正就業のための訪問指導
- e. 適正就業のためのセンター役員・会員等研修会の実施
- f. その他適正就業確立のための活動

5 交流研修事業

役・職員の資質向上を図るため、次の会議・研修等を開催する。

- a. 監事会議
- b. 理事長等役員・事務局長研修
- c. 事務局長会議
- d. 経理・業務別職員会議・研修
 - (a) 経理担当国会議
 - (b) 業務担当者研修
 - (c) シルバー派遣事業業務担当国会議
 - (d) 福祉・家事援助サービス担当国会議
 - (e) 安全・適正就業研修
- e. その他必要な会議・研修

6 普及啓発活動事業

シルバー事業では、高齢者に多様な形態による就業機会を提供し、生きがいの創出、及び地域社会に役立つ様々な取組みがなされているが、このようなシルバー事業活動の実態が理解されることにより、入会及び仕事の発注が促されるよう普及啓発に努める。

- ア 全シ協が編集に関わる月刊誌等の配布
- イ 県民、会員及びマスコミ等への情報提供
 - ・ 就業開拓、会員増強のための広報用資料の作成、配布
 - ・ 普及啓発用ポスター等の作成、配布
- ウ 普及啓発月間での取組み
 - ・ 10月15日のシルバーの日を中心とした月間活動の実施
- エ 広報等による普及啓発の推進
- オ ホームページの活用
 - ・ 連合会ホームページの積極的な運用による情報発信

- ・ ホームページ未開設センターの開設促進
- カ 会員、賛助会員等へのシルバー事業に係る活動状況の情報提供
- キ その他必要な情報収集と提供

7 調査研究事業

シルバー事業の改善、向上に資するために、次の事業を実施する。

- ア シルバー事業実績の収集と活用
- イ シルバー事業の好事例の収集と周知
- ウ シルバー事業に対する地域ニーズの収集と活用
- エ シルバー事業に係る新たな施策の研究
- オ 調査研究結果の関係機関への配布

8 指導相談事業

センターの事業運営が、自主、自立的な取り組みであることを基本に、公益的団体としてシルバー事業を円滑かつ適正・効果的に推進できるよう、次による指導・援助を行う。

- ア 全シ協、福島労働局、福島県及びその他の地方公共団体との連携による指導
- イ 県内ブロック協議会等での集団指導
- ウ 全シ協からの委託による個別指導
- エ 応接、電話、訪問等による個別指導
- オ その他必要により専門家の支援を得ての指導相談

9 シルバー人材センターの設置促進事業

センターが未設置である町村を解消し、県内すべての高齢者の就業を通じての福祉の増進を図るため、センター設置・広域化・法人組織化への支援を行う。

第4 法人管理事業

1 法人運営及び会計財務の改善

事務事業を精査し、一層の経費節減に努め、法人運営の改善を図るとともに、20年度会計基準に基づく適正な会計財務処理に努める。

2 諸会議の開催

当連合会の維持運営及び事業運営の執行に関する必要な会議を、次のとおり開催する。

定時総会	年1回
定例理事会	年3回